

書評

仁井田陸 中國農村の家族

内田 智雄

仁井田教授の近著の紹介を機会に、あるいはより正しくは紹介にことよせて、華北農村の慣行調査のことどもを、そこはかとなく書き綴つてみたいと思ふ。

もともと華北農村の慣行調査は、東大法學部と京大經濟學部關係の諸氏との共同研究の對象であつたわけであるが、われわれの調査に對する基本的な立場は、當時の滿鐵調査部に、そのために赴任をしたわれわれが、その調査資料を東大や京大の人々に提供するとともに、われわれもまた現地調査の擔當者として、独自の立場から調査資料のとりまとめをすることとなつてきた。そしてこの調査資料の初期のもので、内地側でいちはやく論文をもたされたのは戒能通孝氏であつて、それは後に收められて氏の「法律社會學の諸問題」の一篇となつてゐる。即ち同書第三の「支那土地法慣行序説」——北支農村に於ける土地所有權と其の具體的性格——がそれであるが、その後、平野義太郎・磯田進その他の諸氏によつて、實に陸續としてその報告書が發表せられ、われわれは現地にあつて、ただ嘩然としてこれを見守るばかりであつた。そしてこれは、われわれの怠慢もさるこ

とながら、ひとつには調査の第一期として劃された三年間に、できうる限り多くの資料を内地側に提供することがわれわれに義務づけられていたこと、換言すれば、われわれが調査に追いまくられたということ、いまひとつさらに基本的には、現地にあつて調査に當つていたわれわれは、内地側の人々のように、容易にこれをまとめることができなかつたということである。そしてこうした事情と、慣行調査の廢絶、さらにわれわれが、外地にあつて敗戦に遭遇したというような諸種な條件がかさなりあつて、現地の調査を擔當したわれわれの側からは、今になお殆んど見るべき報告書を提示してないという實情にある。そしてこの慣行調査が昭和十五年の初夏に發足して、昭和十九年春、ついに廢絶するに到つたのは、一方において滿鐵首脳部がこの調査をもつて、戰爭遂行に寄與しない不急の閑事業であるとしたことと、他方においては、日とともに敗色の濃くなつてきたいわゆる大東亞戰なるものが、華北農村のすみずみにまで覆い得ない事實となつてあらわれ、ために治安は頓に悪化するに到り、かつてはあれ程親愛の情を示してくれた農民たちも、ようやくわれわれから背離するの傾向を示し、そしてそれは結果において、調査への非協力ということになつてあらわれ、われわれもこれ以上調査を續行することが不可能となつたこととにある。このような事情で慣行調査は終に廢絶の止むなきに到り、同僚調査員は各地に四散するの餘儀なきに到つた。わたくしが大連から、直接必要とする若干の調査資料と、昭和十八年來書きつゞけてきた原稿とを篋底に秘めて、やつとの

ことで内地に歸りついたのは、昭和二十三年の三月のこと、わたくしは北京から大連を経て、丁度七年ぶりに歸つてきたのであつて、その間におけるわが國の學界の動向については、殆んど知るよしもなかつたといわざるを得ない。そしてわたくしは京都に一週間ほど滞留して、その後の一年間を郷里で、つかれた身心を強わせるとともに、手もちの調査資料の整理にかつたのであるが、その間においていち早く知つたのは、仁井田教授が慣行調査資料によつて、異色ある名篇をつぎつぎと學界におくられつゝあるということであつた。そしてこのことは、昭和十八年の春、北京の燕京大學で稿を起してより以來、とくに敗戦後中共治下の大連においては、いくたの困難と危険と貧窮との中に呻吟しながらも、まさに孜々として報告書のとりまとめに努力してきたわたくしにとつて、當時どれだけの力強さを與えたか量り知り得ないものがあつた。そしてわたくしをして、途中廢絶するに到つた慣行調査に、かくも根強く執着せしめてやまなかつたものは、非才なわたくしの調査資料にもとずいて、數多くの論著をなされてゐる内地側の研究者に對して、わたくしはわたくしとして、即ち現地調査の擔當者として、いかにしてでも報告書を提示すべき學問的な負債を感じたことによるのである。しかしながらわたくしは、微力にして未だその責を十分には果してないのであるが、とりわけわたくしの主たる債權者は、まさに仁井田教授であるといわなければならぬ。今回出版せられた「中國の農村家族」の如きも、わたくしにとつては、負債の上にさらに負債を累ねるに等しいもので、わた

仁井田陸 中國農村の家族

くしはまさに、破産にひんするていの債務者であるということになる。

いま本書に對する詳しい論評は他日にゆずることとして、ただ資料の提供者としての立場から、二、三氣ついた點を記するとすれば、第一はかつて仙臺で教授にお目にかつた節、直接に申しあげたことのある樂城縣寺北柴村に見られる族長權威の問題である。そしてこれは教授が華北農村における族長權威の問題を論ぜられる時に、いつもひきあいに出される資料や論據であるわけであるが、この資料には、當時の村長張樂卿の悪意ない誇張がかなり含まれており、しかもそれを遺憾なことに、われわれが始めての第一回の調査であつたために、當初は看破し得なかつたという事情にあるもので、これはわれわれが自らの不敏を責めるより他にはない。しかしながら教授は明敏にもこれをもつて、この地域における特異なものとされているのであるが、しかもなお教授は他の資料とともに、これを華北における比較的強大な族長權威存在の一證と見做し、それをまた華中華南の族長權威との關聯において見ていられるわけである。そしてわたくしもまた、教授のこの所論自體には異論をさしはさむものではないが、たゞ所論の基調とせられる張樂卿の應答には、信憑しがたい多くのものを含んでいることを指摘せざるを得ない。そして資料の上で教授にかゝる過誤を犯さしめた責任は、われわれもまた痛感しているところであるが、他方また次のようにいうこともできるかと思われる。即ち教授が、もしその後における同村の調査資料を丹念に吟味せられたなら

ば、張樂卿の誇張は、極めて判然たる事實として看破し得たのではないかと。もしこのようにいうことができるとするならば、極めて丹念綿密に資料を検討される教授としては、寧ろ千慮の一失といわざるを得ないこととなる。そして第二に問題となるのは、上記の族長權威の問題に關聯して、華中華南の同族結合や族長の權威が、華北のそれに比して遙かに強大であることを屢説せられているのであるが、然らば華北においては、何が故に同族結合や族長權威が脆弱であるかということが、かなり重大な問題としてとりあげらるべきであるにかゝらず、教授はこれについては、極めて常識的な説明以外には、殆んど言及されるところがないのであつて、これはまさに畫龍に點睛の妙を缺くものといわなければならない。さらに第三の點は、これは教授が資料に着實であることにいずるものではあるが、教授がその總論に引證されている如く、中國では「五里風を異にし、十里俗を改む」る事實を、わたくしもまた認めるのに決して齊なものではないけれども、しかしながら、個々の調査地域における慣行の差異を、それをそのまま獨自なものとしていられるが如き印象を與えている點については、わたくしはやはり納得しかねるものを感じずにはいられない。事實調査地域における慣行に、なにがしかの地域的な差異の存することは事實であるけれども、それは決して慣行の本質的な差異ではないであつて、多くの場合、それは單なる現象的な差異ではないであらうか。そしてそれは小作とか水利とか金融とかといった慣行よりも、とくに家族生活に關する慣行において、より多くの一

般性や普遍性が認められるのではなからうか。もし然りとすれば、教授が着實に資料に即して、その地域的な差異をあげられたのは、あげられたこと自體に此の誤りもないけれども、そうした慣行の地域的な差異の基盤にあるその一般的な性格、及びかゝる差異を生ぜしめたその地域の社會經濟的背景——これは極めて困難な仕事ではあるけれども、諸他の慣行調査資料を克明に検討するならば、かなりな程度にまで把握し得るのではないかと思われる——の記述が要請されるのではなからうか。くりかえしていえば、これは慣行の地域的な差異を差異として認めながら、しかもその上に華北的な、あるいは中國的な一般的な本質をつかもうとするものであつて、教授が極力忌避されているいわゆる「地ならし」を望んでいるわけのものではない。しかしながら教授に、かくの如く要請するわたくし自身といえども、もとよりこれを能くするものではないけれども、教授なるが故にこそ、これは必ずしも望蜀のきらいはなからうと確信する。要するに教授において、慣行の地域的な差異が差異として着實に紹介されているところからは、然らばその一般的な性格は如何という問題が、讀者の側から提起されたとしても、それは決して無理な要求ではなからうかと思われる。

最後に、わたくしの本書に對する讀後感を付記するとすれば、人も知る如く教授は、本來は文獻學者であるのであるが、華北農村の慣行調査資料に對しては、教授は文獻學者としての立場を完全に近く止揚せられて、極めて忠實に資料に即し推論を下され、必要に應じ、かつ適切に文獻を援用するという態度

をとつておられ、従つてそこでは、文獻を裏付けるための實證的な資料の引用はされていまいわけである。そしてこのことたるや、文獻學者としての教授にとつては、決して容易なことではなかつたであらうと思われるが、結果としては、これが却つて文獻學者としての教授の本領を、遺憾なく發揮せしめるといふ効果をもたらしている。そしてその結果、教授のもたらされた結論は、歴史的な文獻の記述するところのもの——その解釋についてはなお異説を生ずる餘地を存してはいるが——またわたくしの如く、調査の擔當者という立場上、調査資料にのみその推論の基礎をおかんとするものとも、すくなくとも家族制度の基本的な點に關しては、齟齬も逕庭も存しないということ、極めて明確に實證しているものといふうと思ふ。

とまれ華北農村の慣行調査資料は、教授を筆頭として、數多くの著書や論文に引證利用せられて、その數たるや既に數十を下るまいかと思われるが、それらの著書論文がその實證的なという意味において、わが國の學界に與えたところの影響は、かつての「臺灣私法」にも匹敵するものと稱し得るかも知れないと思ふが、この華北農村の慣行調査資料は、その第一巻が近日中に岩波書店から發行されることとなつており、以下順次公刊される豫定である。そして、もしこれが順調に上梓されたあかつきには、これがわが國の中國研究に對して、かなり基本的な影響をあたえるであろうことを信じて疑わないとともに、また讀者がこれらの資料と本書とを比較對照されたならば、本書が如何に教授の苦心によつてなつたものであるかと、了然として

理解されるであらうことを信じて疑わない。(東京大學東洋文化研究所刊)